

工 事 特 別 仕 様 書

- I 工 事 名 農業集落排水事業(強靱化型) 和泊二期地区 7-3 工区(中継ポンプ設備工事)
II 工事場所 仁嶺処理区・内城地内
III 工 期 令和8年3月16日限り

第1章 総 則

1 適用範囲

この仕様書は、鹿児島県大島郡和泊町生活環境課の発注する、農業集落排水事業(強靱化型) 和泊二期地区 7-3 工区の中継ポンプ施設の機械・電気設備の撤去及び設置工事(以下「本工事」という)に適用する。

本工事の施工に当たっては、鹿児島県農政部制定「農業土木工事共通仕様書」、農林水産省制定「施設機械工事等共通仕様書」(以下「共通仕様書」という)、「農業土木施工管理基準」(以下「施工管理基準」という)、「工事請負契約書」及び「設計図書」に基づいて実施する。共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

2 仕様書以外の事項及び参考資料

この仕様書は、本地区の一般的な概要を示しているため、これに記載されていない事項で当然機能上必要なものについては、これを補足しなければならない。

又、計画の機械性能、寸法、規格等の基準や諸規定については下記に準拠する。

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 日本工業規格(JIS) | 日本規格協会 |
| (2) 下水道施設設計指針と解説 | 日本下水道協会 |
| (3) 下水道維持管理指針 | 日本下水道協会 |
| (4) 農業集落排水施設設計指針 | 地域環境資源センター |
| (5) コンクリート標準示方書 | 日本土木学会 |
| (6) 日本工業規格(JIS) | |
| (7) 日本電気工業会標準規格(JEM) | |
| (8) 電気規格調査会標準規格(JEC) | |
| (9) 電気設備に関する技術基準(省令) | |
| (10) 日本電線工業会規格(JCS) | |
| (11) 日本照明器具工業会規格(JEL) | |
| (12) 内線規格(JEAC) | |

その他この工事に関係のある法令・条例及び規則等に全て適合しなければならない。

3 工事の内容

本工事は、農業集落排水事業(強靱化型) 和泊二期地区 7-3 工区(和泊仁嶺処理区および城処理区内)機械設備の老朽化による中継ポンプ施設の機器更新工事(撤去・据付)をするものである。

4 工期延期

工期について、工事内容の変更や機械の製造等に不測の日数を有した場合、監督職員と協議し工期延長を行えるものとする。

5 基本事項

1) 和泊二期地区 (和泊仁嶺処理区)

- (1) 処理対象汚水 生活排水 (尿尿及び家庭雑排水)
 (2) 処 理 方 式 日本農業集落排水協会－XIV96 型 連続流入間欠ばっ気方式
 (3) 処理対象人口 450 人
 (4) 計 画 汚 水 量 下表による。

項 目 名 称	一人当たり (1/人・日)			計画汚水量
	家庭汚水量	地下水量	計	
日平均汚水量	240	30	270	
時間最大汚水量	750	30	780	
流入時間最大汚水量	—	—	—	

- (5) 計画負荷量 下表による。

項 目	一人当たり (g/人・日)	対象人口当たり (kg/日)
B O D	60	—
S S	60	
T－N	60	—

- (6) 計画水質 下表による。

項 目	流入 (mg/l)	流出 (mg/l)	除去率 (%)
B O D	200	20	90.0
S S	200	50	75.0
T－N	43	15	65.1

2) 和泊二期地区 (城処理区)

- (1) 処理対象汚水 生活排水 (尿尿及び家庭雑排水)
 (2) 処 理 方 式 日本農業集落排水協会－XIV96 型 連続流入間欠ばっ気方式
 (3) 処理対象人口 1200 人
 (4) 計 画 汚 水 量 下表による。

項 目 名 称	一人当たり (1/人・日)			計画汚水量
	家庭汚水量	地下水量	計	
日平均汚水量	240	30	270	
時間最大汚水量	750	30	780	
流入時間最大汚水量	—	—	—	

- (5) 計画負荷量 下表による。

項 目	一人当たり (g/人・日)	対象人口当たり (kg/日)
B O D	60	—
S S	60	—

- (6) 計画水質 下表による。

項 目	流入 (mg/l)	流出 (mg/l)	除去率 (%)
B O D	200	20	90.0
S S	200	50	75.0

第2章 工事内容

1 目的

本工事は、施設の老朽化した機器の更新をするものである。

2 主要工事内訳

設備名	規格・形状	数量	摘要
瀬名1号中継ポンプ	65A, 0.15m ³ /分, 13.8m, 2.2kW	1台	撤去・据付
仁志2号中継ポンプ	80A, 0.15m ³ /分, 15.2m, 2.2kW	1台	撤去・据付
谷山2号中継ポンプ	65A, 0.15m ³ /分, 10.3m, 1.5kW	1台	撤去・据付
永嶺1号中継ポンプ	65A, 0.15m ³ /分, 17.1m, 3.7kW	1台	撤去・据付
仁志1号中継ポンプ	50A, 0.15m ³ /分, 7.0m, 0.75kW	1台	撤去・据付
後蘭1号中継ポンプ	65A, 0.15m ³ /分, 7.7m, 1.5kW	1台	撤去・据付
谷山1号中継ポンプ	80A, 0.15m ³ /分, 12.3m, 3.7kW	1台	撤去・据付
LTE回線	FOMAモジュール→LTEモジュール 仁志2, 谷山2, 瀬名1, 内城5, 内城7	5台	撤去・据付

3 工事数量

工事数量は、設計図面及び参考資料による。

4 「週休2日」試行工事の実施について

本工事の当初積算では「週休2日」試行工事の経費は計上していない。受注者は実施の希望がある場合、施工計画書の提出前に工事打合せ簿により監督職員と協議し、本試行を適用することができる。

なお、試行にあたっては、共通仕様書によるものとする。

第3章 現場条件

1 関係機関及び関連工事等の調整

(1) 機械・電気設備

瀬名1号中継ポンプ、仁志2号中継ポンプ、谷山2号中継ポンプ、永嶺1号中継ポンプ、仁志1号中継ポンプ、後蘭1号中継ポンプ、谷山1号中継ポンプ、LTE回線

(2) 関係機関および同時施工工区と連絡を密にし、実施すること。

2 第三者に対する措置

(1) 騒音・振動対策

第三者（隣接建物等）への騒音・振動対策については、特に注意をはらい施工に当たっては、騒音・振動による被害を防止するため、十分な調査・計画をたてること。

また、ブロック積や墓・宅地・構造物等にヒビ、亀裂等が入らぬよう特に注意して施工するとともに毎日1回被害状況を調査すること。

資材等の運搬車両が宅地近辺の県道、市町村道等を通過する際においても騒音・振動対策に注意すること。

周辺住宅とは、日頃より工事工程等の連絡を行い、良好な対話を図っておくこと。

なお、施工が原因で既存構造物等への被害が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。

(2) 保安対策

通行止め等、工事箇所近隣の居住者等とは工事工程を報告する等積極的に地元対策を実施し、トラブルがないようにすること。通行人の安全確保は十分に行うこと。

(3) 第三者の指導

工事中、関係の地元住民や官公署より指導を受けた場合は、直ちに監督職員に申し出で指示を受けなければならない。

(4) 既存の建造物

工事の施工にあたり他の建造物、立木等に影響があるときは、監督職員と立会いを行い入念な注意と防護をすること。万一これらに損傷を与えた場合は、受注者の責任をもって直ちに復旧又は補償しなければならない。

(5) 建設副産物

建設副産物の提出は、「建設副産物の適性処理及び利用促進」（別紙ー1）を参照すること。

第4章 仮設

1 工事用道路(維持管理)

近隣の町道等を現場搬入道路として利用することとし、一般運行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理しなければならない。

2 土取場、土捨て場及び一時仮置場

本工事においては、建設発生土、流用土は想定していない。

3 仮設工について

本工区においては、機器撤去、据付時に設置するポンプ、足場等の仮設工は計上していない。施工上必要となる場合は監督職員と協議すること。

第5章 工事用地等

1 受注者の裁量による工事用地等

発注者が確保している工事用地以外の用地（現場事務所及び資材仮置き場等）を受注者の裁量で確保する場合は、必要な手続き（一時農地転用等）を経た上で、受注者の責任において処理するものとする。また、工事完了後地権者等に土地の返還がなされたことが確認できる書類を提出するものとする。

なお、工事完了後地権者等が土地の返還に承諾する旨を確認できる書類を提出するものとする。

2 工事用地等の使用及び返還

発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち監督職員の立会いの上、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。

また、工事施工上必要な用地の返還にあたっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者に通知しなければならない。

3 地下埋設物

工事施工中において、埋蔵文化財、水道管、ケーブル等を発見した場合は、直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。

第6章 使用材料

本設備は設計図面に示されたルートに従って配管するものとし、使用する材料はJIS規格品とする。JIS規格品以外の製品を使用する場合は監督員の承諾を得ること。

（1）管及び継手管

- ・ 配管用ステンレス 鋼鋼管 (JIS G 3459)
- ・ SUS304 TP Sch 20
- ・ 硬質塩化ビニル管 (VP) (JIS K 6741)
- ・ 継手
- ・ 排水用硬質塩化ビニル管継手 (JIS K 6739)
- ・ 水道用硬質塩化ビニル管継手 (JIS K 6743)
- ・ ステンレス製ネジ込み継手
- ・ 継手の寸法：JIS B 2301, B 2302 に準じた製品を使用する。
- ・ ネジ規格：JIS B 0203 に準じた製品を使用する。

なお、本設備工事において原則として口径 40A 以下の配管はネジ込み継手、口径 50A 以上の配管は溶接式継手を使用する。

（2）弁類

本配管工事に使用する弁類（仕切弁、ボール弁、玉形弁、逆止弁）は JIS B 2011（青銅弁）JIS B 2031（ねずみ鋳鉄弁）の規格に準じたステンレス弁を使用する。なお、電動弁等の特殊弁はこれによらない。

弁類は全て監督員の承諾を得る。

（3）配管支持金物

配管の支持金物はその受物に対して十分な強度を有する構造とし、配管伸縮を考慮する必要がある場合はそれに応じた支持金具とする。配管の支持間隔は必要に応じた間隔をとる。

配管支持金物の材質は下記による

- | | |
|------------|--------|
| ・ 配管支持金物 | SUS304 |
| ・ ボルト、ナット類 | SUS304 |

(4) 機器類

各種機器の設置においては、設置位置および設置条件により必要な措置を講じて施工すること。特に処理施設内に固定する必要がある機器については、構造計算を行い、アンカーボルトにて固定すること。なお、構造計算については、「建築設備機器の耐震クラスA」で計算し、監督職員へ提出すること。

・該当機器：該当なし

(5) 材料保管

各種材料は、使用前に破損、変質の有無を検査し、破損品、変質品は使用してはならない。又、材料は破損変質を来さないように、所定の場所に保管しなければならない。

第7章 主要機器仕様

主要機器仕様については、別紙－機器仕様書を参照すること

第8章 承諾申請図書の作成及び提出

- 1 受注者は、現場実測を行ったうえで承諾申請図書を作成、提出し、監督職員の承諾を得るものとする。
- 2 機器詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は承諾図書により決定するものとする。
- 3 提出書類

- (1) 承諾申請図書 2部
- (2) 工事写真 1部

製作工場等における機器製作工程及び機器製作完了、並びに主要検査状況の写真、工事着手前・工事中・完成の記録及び確認の写真等とする。水中設置等により完成時に状況を明らかにできない箇所は、特に入念に撮影すること。

(3) 完成図書

①内 容

- ・一般図（全体平面図）
- ・機器図
- ・工事施工図
- ・検査試験成績書
- ・取扱説明書
- ・試運転報告書
- ・竣工写真及び工事工程写真
- ・設計計算書（必要な場合）

②作成要領

- ・A4判製本（折込） 2部
- ・ドッチファイル綴じ込み
- ・電子ファイル（CD 等） 3部

（A4判製本・電子ファイルの内容については、監督職員の指示による。）

(4) 工場検査報告書

工場検査終了後、工場検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録写真等を添付して提出するものとする。

なお、自主検査を行った場合は、工場自主検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録写真等添付して提出するものとする。

小型機器及び汎用機器は、検査試験成績書を提出するものとする。

第9章 一般施工

1 一般事項

(1) 施工にあたっては、従業員の安全教育の徹底を図り、機材・足場、及び地盤の状態、及び現場内の環境を点検し、人身事故、並びに施設損傷等絶無を期するとともに、保安設備標識を設け、第三者への防災にも万全の措置を講ずるものとする。

(2) 土砂流出防止対策

工事施工計画書作成に先立ち現場を十分把握し、工事施工中の土砂流出防止対策については、十分考慮すること。

(3) 材料等の検収・確認

本工事で使用する材料等の検収・確認は、現場搬入時に行うものとし、事前に監督職員へ連絡すること。

(4) 随時立会・確認

受注者は、特に完成検査時に確認ができない水中部、埋設部など完成検査時に確認ができない特殊または重要なものについては、監督職員による立会確認を行うものとする。

第10章 輸送及び据付工事

1 輸送

(1) 輸送にあたっては、輸送に先立ち輸送方法、ルートを決定し、安全輸送を図ること。

(2) 製品及び機材の置場は、監督職員の指示によるものとする。

2 据付工事

(1) 機器の据付は、既存施設に損傷を与えないよう十分に注意して入念に施工するものとする。

(2) 据付にあたっては、当該工事の経験のある技術者を常駐させ、技術的指導監督を行うものとする。

(3) 据付に要する仮設資材、機械器具、電力、光熱、用水等は、受注者の負担を基本とするが、処理施設内の電力使用については監督職員と協議すること。

3 試運転

(1) 本工事は、現場にて試運転を行うものとする。

(2) 試運転に要する費用は全て受注者の負担によるものとする。

(3) 関連工事と事前に十分打合せを行い、試運転計画を作成し、監督職員の立会いにより実施するものとする。

第11章 施工管理

1 施工管理の基準

(1) 施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準は、監督職員と協議すること。

(2) 施工管理基準の変更及び除外項目は、協議による。

(3) 施工管理における規格値は、施工管理基準の管理基準値（参考）を満たす値、もしくは別途定めた社内規格値を採用するものとする。ただし、社内規格値については、施工管理基準の規格値を満たす値とする。

第12章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

1 「第2章 2及び3」の主要工事内訳及び工事数量に変更があった場合。

2 転石や岩盤等の出現

3 地下水位が高い場合、あるいは湧水がある場合。

4 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現

5 排出ガス区分の変更

第13章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と工事打合簿により協議するものとする。

第14章 安全管理

- 1 工事施工の安全を期するため、共通仕様書第1章第1節1-1-42「諸法令、諸法規の遵守」の法律、規則等を守らなければならない。
- 2 交通管理については、工事現場内外のトラブル、交通事故の絶無を計り、一般交通の安全性を確保しなければならない。
- 3 工事現場を標示する工事板（工事予告板、工事名標識板、協力依頼板、協力感謝板等）は、規定の本数を規定の位置に設置すること。
また、工事区間内は車の通行に支障のないように路面を整理して、安全ロープ、防護柵、夜間標識、バリケード等を設置して、事故防止に努めなければならない。
- 4 本工事は、交通誘導員の配置を予定していない。但し、施工位置が通学路等に使用され、歩行者等の通行の妨げになる場合は、監督職員と協議の上、交通誘導員を配置すること。（安全管理（別紙-2）（3）誘導員 を参照）
- 5 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事後、原則として作業員全員の参加により半日以上時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し、安全・訓練等を実施するものとする。
 - （1）安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - （2）本工事内容の周知徹底
 - （3）土木工事等施工技術安全指針等の周知徹底
 - （4）本工事における災害対策訓練
 - （5）本工事現場で予想される事故対策
 - （6）その他、安全・訓練として必要な事項
- 6 施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 7 安全・訓練等の実施状況を写真・ビデオまたは実施状況報告書等により報告するものとする。
- 8 受注者は酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置し、工事中の事故を防止するための調査及び措置を講じなければならない。
- 9 その他の事項については、安全管理（別紙-2）を参照。

第15章 その他

1 前払金及び部分払い

前払金は、和泊町会計規則第41条の2に定める要件を満たしたものに限り、契約金額の40%以内で支払うことができる。

なお、当初設計において、前記の前払金を受けるものとして、一般管理の率を計上してあるので、この率については最終変更でも率の補正は行なわない。

部分払いは、和泊町会計規則第43条に定める要件を満たしたものに限り、契約代金の一部を支払うことができる。

2 検査

- （1）工事は関係機関の検査、及びその他の関係機関の検査を受けることがある。その結果、手直し等を生じた場合は、受注者の負担でこれに応じなければならない。
- （2）検査に当たっては、現場代理人及び主任技術者並びに施工管理責任者は、必ず立ち会わなければならない。
- （3）検査に必要な資料の提出及び測量器械並びにその他の機材の準備については、検査員の指示に従わなければならない。

(4) 検査箇所の修復は、検査員の指示により受注者の負担で、速やかにこれに応じなければならない。

(5) 中間検査（工場検査）は、工場製作完了時点に行うので、時期及び検査内容（寸法検査、性能検査等）について、監督職員と協議すること。

3 提出書類

(1) 工事工程管理に基づき、各月末の工事進度を当月 25 日までに報告するものとする。

(2) 共通仕様書に基づく施工計画書は、契約締結後速やかに提出しなければならない。

4 施工計画書作成の留意点

施工計画書の作成にあたっては、前記の工事内容、現場条件及び受注者の現地調査、並びに経験上の提案等を反映させ、監督職員の確認を得ること。

5 見積もり等による施工単価及び資材単価

本工事において、見積等により定めている施工単価及び資材単価並びに歩掛等の内訳は別添「金抜き設計書」に記載したとおりである。

6 個人情報の取り扱い

個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報取扱特記事項（別紙－3）を遵守しなければならない。

7 保障

正式引渡しの日より 1 ヶ年以内に、受注者の設計、製作、施工及び調整の不良に起因する処理水水質の悪化、及び事故が発生した場合は無償にて取換え、又は修理を行い、本処理施設設置の目的が達せられるようにしなければならない。

(別紙-1) 建設副産物の適正処理及び利用促進

第1条 総則

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「再生資源の利用の促進に関する法律」並びに「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の施行を受け、公共工事再資源の活用が求められることから、「鹿児島県農業農村整備事業における再資源活用に関する実施要領」などに基づき、本工事に当っては、以下の各条項に示す事項を厳守すること。

第2条 再生資材の利用

受注者は、下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

資材名	規格	備考
再生加熱アスファルト混合物	A s 量 5 ～ 7 %密粒再生	使用箇所
再生クラッシャーラン	R C - 4 0	使用箇所

なお、使用に際し、「舗装再生便覧」等を遵守すること。

第3条 建設発生土の利用促進

- 1 盛土に使用する土は、下記により搬入するものとしているが、他の公共工事からの建設発生土の利用に努めることとしているため、監督職員と協議を行うこと。

(1) 運搬距離： kmとする。

- 2 他工事からの流用等により運搬距離が変更になる場合は、設計変更の対象とする。

第4条 建設発生土の搬出

(指定処分Bの場合)

- 1 建設工事の施工により発生する建設発生土は、下記により搬出すること。

(1) 運搬距離： km とする。

(2) 仮置き等:必要な場合は、その場所を明示する。

- 2 再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含めて提出すること。

- 3 処分状況等の記録を完成書類に含めて提出すること。

- 4 建設工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

第5条 指定副産物の搬出

建設工事の施工箇所より発生する建設廃材(コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊)及び建設発生木材は最寄りの再資源化施設に搬出すること。なお、建設発生木材については、市町村の焼却施設、民間の焼却施設に搬出することとする。また、搬出後は、マニフェストのコピーを完成書類に含めて提出すること。

なお、建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

第6条 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画

再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含めて提出すること。また、その実施状況の記録を完成書類に含めて提出すること。

第7条 特定建設資材の分別解体等再資源化等(建設リサイクル法対象工事の場合)

500万円以上の建設工事については、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について適正な措置を講ずること。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 別解体等の方法

工程毎の作業内容・解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
	① 仮設	仮設工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ■有□無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 ()	その他の工事 □有■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※分別解体等の方法の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	鉄筋： 無筋：	
アスファルト		
スクラップ	ポンプ類：(株)ECO	大島郡和泊町手々知名中宗俣 1192

※上記②については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、この限りではない。

③受入時間

再資源化施設の営業時間による。

④その他

仮置き等必要条件

施工計画書において、監督職員との協議の上、承認を得るものとする。

(別紙－２) 安 全 管 理

第１条 工事施工のための安全対策

(１) 安全標識

- イ) 立入り禁止の標識
- ロ) 制限速度及び注意の標識
- ハ) 工事予告の標識

ニ) その他上記に準ずるもので掲示板、看板、立札、安全灯、各種標識、掲揚塔、保安灯、回転灯

(２) 安全施設

イ) 工事現場の囲い、手すり、地すり、(幅木)

- A) 工事現場周辺の囲い、有刺鉄線、ロープ等
- B) 墜落の危険のある作業場所での手すり、地すり、安全ロープ等
- C) 落下物に対する簡単な金網、板等の防護施設

ロ) 高圧機器の感電防止柵等

- A) 地上に設置する変圧及び、高圧負荷の機器の防護策等
- B) 簡易クレーン等が道路又は、道路上を横断する場合、落下物に対する簡単な防護施設

ハ) 警報装置等

- A) 交通頻繁な出入口等に設置する警報装置(信号機、カーブミラー等)
- B) 危険区域からの退避等を知らせる警報装置(鐘、サイレン等)
- C) その他(トランシーバー、保安燈の電池、赤旗等)

ニ) 交通安全施設等

バリケード、セーフティコーン、進入防止柵、歩道柵、放送施設、その他警報施設、遮断機等

ホ) その他上記に準ずる危険防止施設

(３) 安全管理

イ) 監視員

- A) 線路に接近して行う作業で列車及び作業員の安全確保の必要な場合の監視
- B) コンクリート橋梁仮設作業等の支保工の変形圧縮沈下等の監視
- C) 土石の崩壊又は落下の危険のある作業場所での監視
- D) 道路及び通路等に接近して作業をする場合の道路監視

ロ) 誘導員

A) 土砂場、崖縁、見通し困難な場所、工事用道路と一般道路との交差する箇所、土石等の崩壊、落下の恐れのある箇所、又は他の作業箇所と接近する箇所等で安全上必要な箇所での誘導

B) 一般公道上で作業する場合の誘導

C) その他上記に準ずるもの

ハ) 見張員

A) 倒壊及びコンクリート塊、鉄片等の飛散、落下に対する災害防止に必要な場合の見張り

B) 見通しの悪いところの見張り

C) その他上記に準ずるもの

ニ) 信号手

- A) トラック等の出入頻繁な箇所の信号手
- B) 点火(発破作業)の合図、退避の合図(旗振り)のため
- C) 危険作業及び交通頻繁な箇所の信号手
- D) その他上記に準ずるもの

安全用品、保安帽、命綱、防じんマスク、防毒マスク、耳栓、信号灯、発煙筒等

第２条 安全・訓練等に関する施工計画の作成施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

(別紙－３) 個人情報取扱特記事項

(１) 基本事項

個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うこと。

(２) 秘密の保持

- ① この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ② この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させること。

(３) 保有の制限等

- ① この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。
- ② この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示すること。

(４) 適正管理

この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

(５) 利用及び提供の制限

発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(６) 複写、複製の禁止

発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために引き渡された個人情報が記録された資料等を複写、又は複製してはならない。

(７) 再委託の禁止

発注者の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

(８) 資料等の返還

この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すこと。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(９) 事故報告

この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは速やかに発注者に報告し、甲の指示に従うこと。

(１０) 実地調査

この契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、実地調査する場合は、発注者の指示に従うこと。

(１１) 指示

この契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められたときは、発注者の指示により対応すること。

(１２) 契約解除及び損害賠償

個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認められたときは、発注者の指示により対応すること。

機器仕様書

名 称	瀬名1号中継ポンプ	整理No	MPー 1	数量	1 台
準 拠 規 格	メーカー標準による				
仕 様	型式 : 水中汚水汚物ポンプ (改良型ノンクロック)				
	口径 : 65 A				
	揚水量 : 0.15 m ³ /min				
	全揚程 : 13.8 m				
	電動機 : 2.2 kW 4P				
	周波数 : 60Hz				
	電圧 : 200V				
	塗装 : 2種ケレン(ジソケリ)、変性珪 [®] 3回				
主 要 部 材 質	ケーシング : メーカー標準				
	主軸 : SUS420J2				
	羽根車 : SCS13				
付 属 品	着脱装置 : 既設を使用 (新明和工業 CW80)				
	ガイドワイヤー : 既設を使用				
	ケーブル長 : CT20m				
	吊上げチェーン : SUS6m				
	スライド : 1式				
	ベルマウス : 1式				
	その他必要な物 : 1式				
使 用 条 件	使 用 目 的	汚水を移送するため			
	設 置 場 所	屋内 ・ 屋外 ・ 水中 ・ 地中埋設 ・ その他			
	運 転 条 件				
参 考 図	有 (別紙 図) ・ 無				
メーカ ー 指 定	有 ・ 無				
工 場 検 査	社内 ・ 立会 ・ 公的機関				
別 添 事 項					
備 考	※全揚程と揚水量からポンプ出力を確認頂き、出力不足の場合は、貴社の仕様に沿った出力のポンプを選定すること。(出力等明記)		既設機器：新明和(CW80)		
	※既設の着脱装置と互換性がある事				
	※重量を記載すること				
	※各メーカーの高効率ポンプを検討すること				

機器仕様書

名 称	仁志2号中継ポンプ		整理No	MP－ 5	数量	1 台
準 拠 規 格	メーカー標準による					
仕 様	型式 : 水中汚水汚物ポンプ (改良型ノンクロック)					
	口径 : 80 A					
	揚水量 : 0.15 m3/min					
	全揚程 : 15.2 m					
	電動機 : 2.2 kW 4P					
	周波数 : 60Hz					
	電圧 : 200V					
	塗装 : 2種ケレン(ジソケリ)、変性珪 [°] 3回					
主 要 部 材 質	ケーシング : メーカー標準					
	主軸 : SUS420J2					
	羽根車 : SCS13					
付 属 品	着脱装置 : 既設を使用 (新明和工業 CW80)					
	ガイドワイヤー : 既設を使用					
	ケーブル長 : CT20m					
	吊上げチェーン : SUS6m					
	スライド : 1式					
	ベルマウス : 1式					
	その他必要な物 : 1式					
使 用 条 件	使 用 目 的	汚水を移送するため				
	設 置 場 所	屋内 ・ 屋外 ・ 水中 ・ 地中埋設 ・ その他				
	運 転 条 件					
参 考 図	有 (別紙 図) ・ 無					
メーカ－指定	有 ・ 無					
工 場 検 査	社内 ・ 立会 ・ 公的機関					
別 添 事 項						
備 考	※全揚程と揚水量からポンプ出力を確認頂き、出力不足の場合は、貴社の仕様に沿った出力のポンプを選定すること。(出力等明記) ※既設の着脱装置と互換性がある事 ※重量を記載すること ※各メーカーの高効率ポンプを検討すること		既設機器：新明和(CW80)			

機器仕様書

名 称	谷山 2 号中継ポンプ	整理No	MP - 9	数量	1 台
準 拠 規 格	メーカー標準による				
仕 様	型式 : 水中汚水汚物ポンプ				
	口径 : 65 A				
	揚水量 : 0.15 m ³ /min				
	全揚程 : 10.3 m				
	電動機 : 1.5 kW 4P				
	周波数 : 60Hz				
	電圧 : 200V				
	塗装 : 2種ケレン(ジソケリ)、変性エポ 3回				
主 要 部 材 質	ケーシング : メーカー標準				
	主軸 : SUS420J2				
	羽根車 : SCS13				
付 属 品	着脱装置 : 既設を使用 (新明和工業 CWQ80)				
	ガイドワイヤー : 既設を使用				
	ケーブル長 : CT20m				
	吊上げチェーン : SUS6m				
	スライド : 1式				
	ベルマウス : 1式				
	その他必要な物 : 1式				
使 用 条 件	使 用 目 的	汚水を移送するため			
	設 置 場 所	屋内 ・ 屋外 ・ 水中 ・ 地中埋設 ・ その他			
	運 転 条 件				
参 考 図	有 (別紙 図) ・ 無				
メーカ ー 指 定	有 ・ 無				
工 場 検 査	社内 ・ 立会 ・ 公的機関				
別 添 事 項					
備 考	※全揚程と揚水量からポンプ出力を確認頂き、出力不足の場合は、貴社の仕様に沿った出力のポンプを選定すること。(出力等明記)		既設機器：新明和(CWQ80)		
	※既設の着脱装置と互換性がある事				
	※重量を記載すること				
	※各メーカーの高効率ポンプを検討すること				

機器仕様書

名 称	永嶺1号中継ポンプ	整理No	MPー 2	数量	1 台
準 拠 規 格	メーカー標準による				
仕 様	型式 : 水中汚水汚物ポンプ (改良型ノンクロック)				
	口径 : 65 A				
	揚水量 : 0.15 m3/min				
	全揚程 : 17.1 m				
	電動機 : 3.7 kW 4P				
	周波数 : 60Hz				
	電圧 : 200V				
	塗装 : 2種ケレン(ジソケリ)、変性珪 [®] 3回				
主 要 部 材 質	ケーシング : メーカー標準				
	主軸 : SUS420J2				
	羽根車 : SCS13				
付 属 品	着脱装置 : 既設を使用 (新明和工業 CW80)				
	ガイドワイヤー : 既設を使用				
	ケーブル長 : CT20m				
	吊上げチェーン : SUS6m				
	スライド : 1式				
	ベルマウス : 1式				
	その他必要な物 : 1式				
使 用 条 件	使 用 目 的	汚水を移送するため			
	設 置 場 所	屋内 ・ 屋外 ・ 水中 ・ 地中埋設 ・ その他			
	運 転 条 件				
参 考 図	有 (別紙 図) ・ 無				
メーカ ー 指 定	有 ・ 無				
工 場 検 査	社内 ・ 立会 ・ 公的機関				
別 添 事 項					
備 考	※全揚程と揚水量からポンプ出力を確認頂き、出力不足の場合は、貴社の仕様に沿った出力のポンプを選定すること。(出力等明記)		既設機器：新明和(CW80)		
	※既設の着脱装置と互換性がある事				
	※重量を記載すること				
	※各メーカーの高効率ポンプを検討すること				

機器仕様書

名 称	仁志1号中継ポンプ		整理No	MP－ 4	数量	1 台
準 拠 規 格	メーカー標準による					
仕 様	型式 : 水中汚水汚物ポンプ					
	口径 : 50 A					
	揚水量 : 0.15 m3/min					
	全揚程 : 7 m					
	電動機 : 0.75 kW 4P					
	周波数 : 60Hz					
	電圧 : 200V					
	塗装 : 2種ケレン(ジソケリ)、変性エポ 3回					
主 要 部 材 質	ケーシング : メーカー標準					
	主軸 : SUS420J2					
	羽根車 : SCS13					
付 属 品	着脱装置 : 既設を使用 (新明和工業 CVL501)					
	ガイドワイヤー : 既設を使用					
	ケーブル長 : CT20m					
	吊上げチェーン : SUS6m					
	スライド : 1式					
	ベルマウス : 1式					
	その他必要な物 : 1式					
使 用 条 件	使 用 目 的	汚水を移送するため				
	設 置 場 所	屋内 ・ 屋外 ・ 水中 ・ 地中埋設 ・ その他				
	運 転 条 件					
参 考 図	有 (別紙 図) ・ 無					
メーカ ー 指 定	有 ・ 無					
工 場 検 査	社内 ・ 立会 ・ 公的機関					
別 添 事 項						
備 考	※全揚程と揚水量からポンプ出力を確認頂き、出力不足の場合は、貴社の仕様に沿った出力のポンプを選定すること。(出力等明記) ※既設の着脱装置と互換性がある事 ※重量を記載すること ※各メーカーの高効率ポンプを検討すること		既設機器：新明和(CVL501)			

機器仕様書

名 称	後蘭1号中継ポンプ		整理No	MPー 6	数量	1 台
準 拠 規 格	メーカー標準による					
仕 様	型式 : 水中汚水汚物ポンプ (改良型ノンクロック)					
	口径 : 65 A					
	揚水量 : 0.15 m3/min					
	全揚程 : 7.7 m					
	電動機 : 1.5 kW 4P					
	周波数 : 60Hz					
	電圧 : 200V					
	塗装 : 2種ケレン(ジソケリ)、変性エポ 3回					
主 要 部 材 質	ケーシング : メーカー標準					
	主軸 : SUS420J2					
	羽根車 : SCS13					
付 属 品	着脱装置 : 既設を使用 (新明和工業 CVL651)					
	ガイドワイヤー : 既設を使用					
	ケーブル長 : CT20m					
	吊上げチェーン : SUS6m					
	スライド : 1式					
	ベルマウス : 1式					
	その他必要な物 : 1式					
使 用 条 件	使 用 目 的	汚水を移送するため				
	設 置 場 所	屋内 ・ 屋外 ・ 水中 ・ 地中埋設 ・ その他				
	運 転 条 件					
参 考 図	有 (別紙 図) ・ 無					
メーカ ー 指 定	有 ・ 無					
工 場 検 査	社内 ・ 立会 ・ 公的機関					
別 添 事 項						
備 考	※全揚程と揚水量からポンプ出力を確認頂き、出力不足の場合は、貴社の仕様に沿った出力のポンプを選定すること。(出力等明記) ※既設の着脱装置と互換性がある事 ※重量を記載すること ※各メーカーの高効率ポンプを検討すること		既設機器：新明和(CVL651)			

機器仕様書

名 称	谷山 1 号中継ポンプ		整理No	MP－ 8	数量	1 台
準 拠 規 格	メーカー標準による					
仕 様	型式 : 水中汚水汚物ポンプ					
	口径 : 80 A					
	揚水量 : 0.15 m3/min					
	全揚程 : 12.3 m					
	電動機 : 3.7 kW 4P					
	周波数 : 60Hz					
	電圧 : 200V					
	塗装 : 2種ケレン(ジソケリ)、変性エポ 3回					
主 要 部 材 質	ケーシング : メーカー標準					
	主軸 : SUS420J2					
	羽根車 : SCS13					
付 属 品	着脱装置 : 既設を使用 (新明和工業 CWF80-PG)					
	ガイドワイヤー : 既設を使用					
	ケーブル長 : CT20m					
	吊上げチェーン : SUS6m					
	スライド : 1式					
	ベルマウス : 1式					
	その他必要な物 : 1式					
使 用 条 件	使 用 目 的	汚水を移送するため				
	設 置 場 所	屋内 ・ 屋外 ・ 水中 ・ 地中埋設 ・ その他				
	運 転 条 件					
参 考 図	有 (別紙 図) ・ 無					
メ ー カ ー 指 定	有 ・ 無					
工 場 検 査	社内 ・ 立会 ・ 公的機関					
別 添 事 項						
備 考	※全揚程と揚水量からポンプ出力を確認頂き、出力不足の場合は、貴社の仕様に沿った出力のポンプを選定すること。(出力等明記) ※既設の着脱装置と互換性がある事 ※重量を記載すること ※各メーカーの高効率ポンプを検討すること		既設機器：新明和(CWF80-PG)			

機器仕様書

名 称	LTE回線	整理No	MPE - 13	数量	5 台
準 拠 規 格	メーカー標準による。				
仕 様	通信回線 : (既存)FOMAモジュール→LTEモジュール 交換作業費含む : 機器交換・通信ソフトインストール その他 : 通信試験・警報発報・Web確認				
主 要 部 材 質	本 体 : メーカー標準				
付 属 品	メーカー標準付属品 : 1式 その他必要なもの : 1式				
使 用 条 件	使 用 目 的	遠方監視装置の通信回線			
	設 置 場 所	屋内 ・ 屋外 ・ 水中 ・ 地中埋設			
	使 用 条 件				
参 考 図	有 (別紙 図) ・ 無				
メーカ－指定	有 ・ 無				
工 場 検 査	社内 ・ 立会 ・ 公的機関				
別 添 事 項					
備 考	※重量を記載すること		既設機器：水神		